

監査の結果（平成 25 年 7 月 1 日及び平成 25 年 8 月 30 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 23 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期末納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分している。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表している。

4 監査執行者

平成 25 年 7 月 1 日決定分までの監査執行者は、次の 4 人である。

犬童 英徳、門田 峻徳、高橋 義則、佐藤 均

5 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 29 機関である。

所管局等	番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
総務局	1	県立総合技術研究所 農業技術センター	平成 25 年 5 月 29 日	平成 25 年 5 月 14 日	実地	3
農林水産局	2	西部病虫害防除所	平成 25 年 5 月 29 日	平成 25 年 5 月 14 日	実地	5
	3	東部病虫害防除所	平成 25 年 5 月 29 日	平成 25 年 5 月 14 日	実地	6
	4	北部病虫害防除所	平成 25 年 5 月 29 日	平成 25 年 5 月 14 日	実地	7
	5	西部農業技術指導所	平成 25 年 5 月 29 日	平成 25 年 5 月 14 日	実地	8
	6	東部農業技術指導所	平成 25 年 5 月 29 日	平成 25 年 5 月 14 日	実地	9
	7	北部農業技術指導所	平成 25 年 5 月 29 日	平成 25 年 5 月 14 日	実地	10

所管局等	番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
土木局	8	広島港湾振興事務所	平成 25 年 5 月 21 日	平成 25 年 5 月 8 日	実地	11
企業局	9	広島水道事務所	平成 25 年 6 月 12 日	平成 25 年 5 月 29 日	実地	13
	10	水質管理センター	平成 25 年 6 月 12 日	平成 25 年 5 月 29 日	実地	15
教育委員会	11	県立生涯学習センター	平成 25 年 5 月 28 日	平成 25 年 5 月 13 日	実地	16
	12	※県立呉三津田高等学校	平成 25 年 5 月 10 日	平成 25 年 5 月 10 日	実地	17
	13	県立可部高等学校	平成 25 年 6 月 6 日	平成 25 年 5 月 30 日	実地	19
	14	※県立加計高等学校	平成 25 年 7 月 1 日	平成 25 年 5 月 8 日	書面	21
	15	※県立竹原高等学校	平成 25 年 5 月 9 日	平成 25 年 5 月 9 日	実地	23
	16	県立忠海高等学校	平成 25 年 8 月 30 日	平成 25 年 6 月 5 日	書面	25
	17	県立御調高等学校	平成 25 年 8 月 30 日	平成 25 年 5 月 27 日	書面	27
	18	県立油木高等学校	平成 25 年 8 月 30 日	平成 25 年 6 月 7 日	書面	28
	19	※県立瀬戸田高等学校	平成 25 年 7 月 1 日	平成 25 年 5 月 21 日	書面	30
	20	※県立熊野高等学校	平成 25 年 7 月 1 日	平成 25 年 5 月 15 日	書面	31
	21	※県立庄原実業高等学校	平成 25 年 5 月 22 日	平成 25 年 5 月 22 日	実地	32
	22	県立因島高等学校	平成 25 年 8 月 30 日	平成 25 年 6 月 6 日	書面	34
	23	県立芦品まなび学園高等学校	平成 25 年 8 月 30 日	平成 25 年 6 月 4 日	書面	36
	24	※県立福山特別支援学校	平成 25 年 5 月 23 日	平成 25 年 5 月 23 日	実地	37
25	県立西条特別支援学校	平成 25 年 8 月 30 日	平成 25 年 5 月 28 日	書面	38	
26	※県立廿日市特別支援学校	平成 25 年 5 月 16 日	平成 25 年 5 月 16 日	実地	39	
警察本部	27	※広島南警察署	平成 25 年 4 月 22 日	平成 25 年 4 月 22 日	実地	41
	28	※海田警察署	平成 25 年 4 月 24 日	平成 25 年 4 月 24 日	実地	42
	29	※世羅警察署	平成 25 年 4 月 23 日	平成 25 年 4 月 23 日	実地	43

注) ※の機関の監査結果は、平成 25 年 7 月 1 日に決定したものである。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 県立総合技術研究所農業技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農作物及び果樹に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
農作物及び果樹に関する技術の指導，研修及び情報提供
- ・ 所在地 本所：東広島市八本松町原 6869
果樹研究部：東広島市安芸津町三津 2835
果樹研究部三原分室：三原市木原町五丁目 6-18
- ・ 組織体制 本所：4部1課（総務部（管理課），技術支援部，栽培技術研究部，生産環境研究部）
果樹研究部：1部1課1チーム（管理第二課，果樹研究部，広島レモン利用促進プロジェクトチーム）
- ・ 職員数 59人（平成25年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託業務の執行手続について

次の委託業務において、業務執行伺いの作成や予定価格の決定がなされることなく、契約が締結されていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務（農業技術センター，平成23年度） ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務（農業技術センター果樹研究所，平成23年度）
根拠	広島県契約規則第31条 支出マニュアル（平成25年4月会計管理部審査指導課）Ⅱ 第4の3

イ 委託業務における事務処理について

委託業務の実施に当たり、受託者から提出された再委託承認願について、正当な理由なく、一部、書面による承諾を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立総合技術研究所農業技術センター庁舎総合管理業務 （平成25年度～平成27年度）
-----	--

ウ 生産品の出納等に係る事務処理について

生産品である水稻原種の売払いにおいて、次のとおり広島県物品管理規則に定められた売払い手続が行われていないものがあつた。適切な事務処理に努められたい。

（ア）平成25年3月に出荷した水稻原種について、単価の決定など売払いの手続を経ずに出荷し、当該年度内に生産物売払収入の調定を行っていなかった。

（イ）平成25年4月に出荷した水稻原種について、単価は定めていたものの、売払いの伺いや調定を行わずに出荷していた。

(ウ) (ア) 及び (イ) の出荷に伴う在庫数量の減について、生産品出納簿により記録管理されていなかった。

【意見】

財産の適切な管理について

平成 24 年 10 月に、果樹研究部三原分室跡地三原圃場において、かんきつの鉢、合計 63 鉢が盗難の被害を受けた。

盗難等の予防措置や不用物品の処分を適切に行うなど、財産の適切な管理に努める必要がある。

2 西部病害虫防除所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 6869
- ・ 職員数 3人（平成25年4月1日現在の常勤職員数）
ただし，西部農業技術指導所所長及び次長（2名）が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 東部病害虫防除所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・ 所在地 福山市三吉町一丁目 1 - 1
- ・ 職員数 2人（平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
ただし，東部農業技術指導所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 北部病虫害防除所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病虫害防除の指導及び協力
病虫害の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目6-1
- ・ 職員数 2人（平成25年4月1日現在の常勤職員数）
ただし，北部農業技術指導所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 西部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 集落農場型農業生産法人等の担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集，加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- ・所在地 東広島市八本松町原 6869
- ・職員数 47 人（平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【意見】

郵便切手の管理について

郵便切手において，使用実績に比べて過剰な在庫があった。郵便切手の購入に当たっては，残高や使用見込量を勘案し，適正な管理に努める必要がある。

年 度	前年度からの 繰越額	購入額	使用額	次年度への 繰越額
平成 23 年度	129,570 円	78,000 円	88,140 円	119,430 円
平成 24 年度	119,430 円	80,000 円	67,840 円	131,590 円

6 東部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 集落農場型農業生産法人等の担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術
の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び
知識の総合的な普及指導
- ・所在地 福山市三吉町一丁目 1 - 1
- ・職員数 33 人（平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 北部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 集落農場型農業生産法人等の担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術
の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集，加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び
知識の総合的な普及指導
- ・所在地 三次市十日市東四丁目6-1
- ・職員数 25人（平成25年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 広島港湾振興事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 広島港整備計画の推進
港湾、漁港及び海岸保全施設に関する工事の調査、設計及び実施
港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、臨港地区、公有水面等の管理
- ・ 所在地 広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 53 号
- ・ 組織体制 3 課 1 班（総務課、港営課、工務課、事業調整特別班）
- ・ 職員数 46 人（平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 所管する港湾、漁港及び海岸
広島港、小用港、鹿川港、中田港、三高港、草津漁港、五日市漁港及び広島市似島海岸（地先海面を含む。）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。総額が減少しているものの、引き続き徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 25 年 5 月末現在]		参考 前回監査時 [平成 22 年 5 月]	
	人	円	人	円
港湾使用料（港湾整備特別会計）	23 人	2,539,180 円	34 人	4,101,733 円
施設使用料（五日市漁港フィッシャリーナ仮棧橋使用料）（一般会計）	10 人	2,361,255 円	18 人	3,636,170 円
漁港使用料（港湾整備特別会計）	4 人	945,904 円	34 人	3,577,792 円
雑入（行政代執行弁償金）（港湾整備特別会計）	1 人	603,750 円	1 人	603,750 円
海岸使用料（一般会計）	6 人	317,885 円	5 人	152,677 円
公有水面使用料（一般会計）	5 人	200,850 円	7 人	187,170 円
漁港使用料（一般会計）	2 人	25,320 円	0 人	0 円
合 計		6,994,144 円		12,259,292 円

イ 物品の購入における事務処理について

次の物品の購入において、予定価格が 10 万円以上の物品を購入する際は、原則として 2 者以上から見積書を徴取することとなっているにもかかわらず、見積書を 1 者からしか徴取していなかった。

また、見積書について、日付がなく、收受印の押印も行われていなかった。

適正な事務処理に努められたい。

物 品	パネル看板 100 枚（平成 24 年度）
根 拠	広島県契約規則第 32 条
	物品契約事務に係る運用指針 3（4）ア（平成 19 年 3 月 7 日付け出納長室用度室長通知）
	物品マニュアル II 第 1 5（3）（平成 24 年 4 月）

【意 見】

ア 海岸保全区域及び漁港における不法占用等について

海岸保全区域の不法占用物件が、占用許可申請を促進するなどの取組により 7 件から 4 件に減少した一方、前回監査時にはなかった漁港の不法係留が 1 件新規に発生している。

引き続き、不法占用等の解消に向けて、関係機関、関係者などと積極的に協議を行うとともに、不法占用者等に対しては占用許可申請の指導又は撤去指導などを行っていく必要がある。

イ 委託契約の事務処理について

次の委託契約において、競争入札に付すべきところ、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして当該施設の利用者により構成された N P O 法人と随意契約を締結していた。

同法人への委託は、平成 16 年度から社会実験として行われてきたものであるが、広島港の指定管理業務の更新時（平成 26 年度）に一括業務委託を視野に入れて見直しを図る必要がある。

契約名	広島港廿日市地区小型船舶特定係留施設の維持管理業務（平成 24 年度、平成 25 年度）
-----	--

9 広島水道事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 安芸灘地域及び広島都市圏の沿岸島しょ地域、賀茂・竹原地域5市5町への水道用水の供給
広島湾東部沿岸地域及び東広島地域への工業用水の供給
- ・ 所在地 広島市安芸区畑賀 2970 番地
- ・ 組織体制 5 課（総務課，維持管理課，建設課，瀬野川浄水課，戸坂取水課）
- ・ 職員数 49 人（平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主要事業実績（平成 24 年度）

ア 広島水道用水供給事業

給 水 開 始	昭和 49 年 4 月
水 源	土師ダム（江の川分水），高瀬堰（太田川），温井ダム
計 画 給 水 量	240,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	233,000 m ³ /日 （瀬野川 191,500 m ³ /日，宮原 41,500 m ³ /日）
一日最大給水量（実績）	145,059 m ³ /日
一日平均給水量（実績）	125,148 m ³ /日
給 水 先	広島市，呉市，東広島市，竹原市，江田島市，海田町，大崎上島町，熊野町，坂町，府中町

イ 太田川東部工業用水道事業

給 水 開 始	昭和 40 年 4 月
水 源	太田川表流水
計 画 給 水 量	230,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	230,000 m ³ /日（温品 230,000 m ³ /日）
一日最大給水量（実績）	189,074 m ³ /日
一日平均給水量（実績）	170,969 m ³ /日
給 水 先	広島市，呉市，安芸郡（海田町，府中町）

ウ 太田川東部工業用水道第 2 期事業

給 水 開 始	昭和 54 年 7 月
水 源	土師ダム（江の川分水）
計 画 給 水 量	93,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	52,250 m ³ /日 （瀬野川 23,250 m ³ /日，田口 29,000 m ³ /日）
一日最大給水量（実績）	31,285 m ³ /日
一日平均給水量（実績）	28,574 m ³ /日
給 水 先	広島市，呉市，東広島市

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 郵便切手類の管理について

郵便切手の受払いについて、監査日現在において郵便切手類出納簿（以下「出納簿」という。）の枚数と実際の郵便切手の枚数は一致していたものの、平成 25 年 3 月に使用した切手のうち 2 枚について出納簿への記載が漏れていたため、平成 25 年度当初の出納簿記載枚数と前年度末の出納簿記載枚数が一致していなかった。適正な管理に努められたい。

イ 請負工事における工事監督業務について

次の工事において、設計図書により義務付けられた工事完成図書が一部（電子成果品）未提出であるにもかかわらず、県の監督職員は、工事完成通知書を受理していた。適正な事務処理に努められたい。

工事名	戸坂取水場中央監視装置等取替工事
根拠	建設工事請負契約約款第 31 条 広島県土木工事共通仕様書（平成 22 年度）第 3 編 1 - 1 - 24 工事完成図書の納品 広島県企業局電子納品実施要領[電気通信設備工事編] 5.12 電子媒体の原本性の確保

(3) 付 記

業務改善の取組について

平成 24 年度から、水道管等の技術情報や維持管理情報等を入力したタブレット型端末を工事や事故現場に携帯して、工事監督や危機管理等に活用するとともに、漏水箇所等の現場の動画をリアルタイムで事務所等へ送信するなどの業務改善に取り組んでいるところである。

このような取組を継続することにより、様々な現場情報等のデータベース化や情報伝達の迅速化が期待されることから、セキュリティの確保等に留意しつつ、さらに効果を高めるよう努めていただきたい。

10 水質管理センター

(1) 監査の概要

- ・ 主な業務 工業用水及び水道用水の水質に関する調査研究並びに水質管理についての指導
- ・ 所在地 広島市安芸区畑賀 2970 番地
- ・ 組織体制 2 課（総務課，水質管理課）
- ・ 職員数 5 人（平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員数で兼務職員を除く。）
- ・ 主要事業実績（平成 24 年度）

ア 水質に関する試験検査（検査機関に委託）

区 分	内 容
浄水場関係	
水道用水	原水 6 箇所，浄水池等 18 箇所，末端分水点 7 箇所
工業用水	沈でん 4 箇所
臨時水質検査	水道施設を新設・増設した場合に実施（平成 24 年度は 3 箇所）

イ 水質汚濁事故，水質関係災害及び水質異常事案発生時の情報収集及び現場調査

ウ 水質課題の検討

かび臭対策，塩素酸対策，トリハロメタン対策及びアルミニウム・難凝集沈殿対策

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託業務の事務処理について

次の委託契約において，契約書に定める業務完了通知（平成 24 年度）を受けていなかった。また，契約書に定めるところの年度ごとの委託料の額の確定及び書面による受託者への通知を行っていなかった（平成 23 年度，平成 24 年度）。適正な事務処理に努められたい。

契約名	三ツ石浄水場等水質検査業務委託（平成 23～25 年度）
-----	------------------------------

11 県立生涯学習センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 生涯学習に関する調査，研究，情報の収集及び提供，生涯学習の相談，生涯学習に関する講座等の開設，生涯学習関係者の研修，生涯学習指導者の養成
- ・ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・ 職員数 9人（平成25年4月1日現在の常勤職員数で兼務職員を除く。）
- ・ 主な事業実績（平成24年度）
 - ア 研修関係
 - 生涯学習振興・社会教育関係職員等研修の実施
 - 市町の実施する地域課題に対応した研修の支援
 - イ 家庭教育支援関係
 - ファシリテーター・ステップアップ研修の実施
 - 学習プログラム検討委員会での新たな教材の開発及び改善
 - ウ 放課後子ども教室推進事業関係
 - コーディネーター研修会及び安全管理員等研修会の実施
 - 「ワクワク学び隊」の派遣

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

12 県立呉三津田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市山手一丁目5番1号
- ・教職員数（平成25年5月1日現在）

全日制	本務者数	45人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数		5人
定時制	本務者数	10人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数		5人
- ・生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	201	240	200	641	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	201	222	197	620	8	15	7	5	35
充足率 (%)	100.0	92.5	98.5	96.7	20.0	37.5	17.5	12.5	21.9
退学者 (人)	3 (2)				3 (0)				
休学者 (人)	3				2				
進 学 就 職	大学・短大	172人 (81.1%)			0人 (0.0%)				
	専修・各種	2人 (0.9%)			0人 (0.0%)				
	就 職	0人 (0.0%)			7人 (100.0%)				
	その他	38人 (17.9%)			0人 (0.0%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成25年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成24年度（平成25年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 郵便切手の取扱いについて

郵便切手を使用する際は、その実施の確認を使用職員以外のものが行うべきであるが、事務室内での使用にあたり、使用職員自らが実施の確認を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	郵便切手等の管理について(平成23年12月22日付け 教育委員会事務局 総務課長通知)
-----	---

イ 委託契約における検査の実施について

次の委託契約において、検査職員が指定されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	昇降機保守点検業務委託契約（平成 24・25 年度）
	電気設備保安管理業務委託契約（平成 24・25 年度）
根 拠	支出マニュアル（平成 25 年 4 月会計管理部審査指導課）Ⅱ 第 3 の 14

【意見】

譲渡特約付賃貸借契約における建物の完成確認について

部室の用に供する建物を整備するためにリース会社と譲渡特約付賃貸借契約を締結し、7日間の賃貸借期間満了後に当該建物の譲渡を受けているが、契約に定める完成確認のための検査は学校職員により行われていた。

500 万円以上の建築物の新築工事については、通常、営繕課の工事により行われ、完成確認のための検査は、建築に係る専門的知識を有する職員が行っているところである。

当該契約は、営繕課による請負工事契約によらない方法であるが、最終的には 500 万円以上の建築物を県が取得していることから、営繕課の工事に準じ、仕様書や設計図書等に適合しているかどうかの確認に際しては、建築に係る専門的知識を有する職員による検査が必要であり、本庁施設課に協力を求めるなど、改めて完成確認の徹底を実施する必要がある。

13 県立可部高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐北区可部東四丁目 27-1
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 全日制 本務者数 59 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14 人
 - 定時制 本務者数 12 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9 人
- ・生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	280	280	280	840	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	280	273	257	810	32	28	31	34	125
充足率 (%)	100.0	97.5	91.8	96.4	80.0	70.0	77.5	85.0	78.1
退学者 (人)	5 (0)				20 (7)				
休学者 (人)	0				18				
進 学 就 職	大学・短大	152 人 (57.8%)			0 人 (0.0%)				
	専修・各種	76 人 (28.9%)			2 人 (9.5%)				
	就 職	28 人 (10.6%)			8 人 (38.1%)				
	その他	7 人 (2.7%)			11 人 (52.4%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

行政財産の使用許可について

次の行政財産の使用許可について、行政財産使用許可申請書には正しく記載されていたにもかかわらず、使用数量を誤り、行政財産使用料を過大に徴収していた。適正な事務処理に努められたい。

申請内容 (数量)		電柱 2 本, 支柱 1 本, 支線 3 条
誤った 許可内容	数 量	4 本
	使用料 (年額)	4,840 円
正当な 許可内容	数 量	電柱 2 本, 支柱 1 本, 支線 3 条
	使用料 (年額)	2,420 円 (現況地目: 山林)
使用許可期間		平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

申請内容 (数量)		電柱6本, 支柱1本, 支線3条
誤った 許可内容	数 量	7本
	使用料 (年額)	8,470円
正当な 許可内容	数 量	電柱6本, 支柱1本, 支線3条
	使用料 (年額)	7,260円 (現況地目: 山林)
使用許可期間		平成22年1月1日から平成31年12月31日まで

根 拠	行政財産の使用料に関する条例第2条別表第2
-----	-----------------------

14 県立加計高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 本 校 山県郡安芸太田町加計 3780-1
芸北分校 山県郡北広島町川小田 75
- ・教職員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）
 - 本 校 本務者数 25 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6 人
 - 芸北分校 本務者数 17 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 4 人
- ・生徒の状況

区 分	本 校				芸北分校			
	全日制				全日制			
課 程	普通科				普通科			
	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)	30	36	33	99	21	16	30	67
充足率 (%)	75.0	90.0	82.5	82.5	52.5	40.0	75.0	55.8
退学者 (人)	1				4			
休学者 (人)	0				0			
進 学 就 職	大学・短大	10 人 (34.5%)			9 人 (42.9%)			
	専修・各種	9 人 (31.0%)			8 人 (38.1%)			
	就 職	10 人 (34.5%)			4 人 (19.0%)			
	その他	0 人 (0.0%)			0 人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度（平成 25 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、委託料の内訳及び支払条件・期日を記載した別紙が契約書に添付されることとなっているが、これが添付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	自家用電気工作物保安管理業務委託
-----	------------------

【意見】

譲渡特約付賃貸借契約における建物の完成確認について

部室の用に供する建物を整備するためにリース会社と譲渡特約付賃貸借契約を締結し、7日間の賃貸借期間満了後に当該建物の譲渡を受けているが、契約に定める完成確認のための検査は学校職員により行われていた。

500万円以上の建築物の新築工事については、通常、営繕課の工事により行われ、完成確認のための検査は、建築に係る専門的知識を有する職員が行っているところである。

当該契約は、営繕課による請負工事契約によらない方法であるが、最終的には500万円以上の建築物を県が取得していることから、営繕課の工事に準じ、仕様書や設計図書等に適合しているかどうかの確認に際しては、建築に係る専門的知識を有する職員による検査が必要であり、本庁施設課に協力を求めるなど、改めて完成確認の徹底を実施する必要がある。

15 県立竹原高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 竹原市竹原町 3444-1
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 34 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9 人
- ・生徒の状況

課 程	全 日 制							
	普通科				商業科			
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	80	80	80	240	40	40	40	120
生徒数 (人)	74	54	73	201	28	40	35	103
充足率 (%)	92.5	67.5	91.3	83.8	70.0	100.0	87.5	85.8
退学者 (人)	1 (0)				3 (0)			
休学者 (人)	0				0			
進 学 就 職	大学・短大	30 人 (39.8%)			3 人 (9.4%)			
	専修・各種	37 人 (48.1%)			17 人 (53.1%)			
	就 職	9 人 (11.7%)			14 人 (43.8%)			
	その他	1 人 (1.3%)			1 人 (3.1%)			

課 程	全 日 制			
	合 計			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	120	120	120	360
生徒数 (人)	102	94	108	304
充足率 (%)	85.0	78.3	90.0	84.4
退学者 (人)	4 (0)			
休学者 (人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	33 人 (30.3%)		
	専修・各種	54 人 (49.5%)		
	就 職	23 人 (21.1%)		
	その他	2 人 (18.3%)		

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているが、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 25 年 5 月現在]	参考 前回監査時 [平成 20 年 11 月]
定時制修学奨励金	1 人 23,000 円	2 人 167,000 円

※ 竹原高等学校の定時制課程は、平成 20 年度末で閉課程している。

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約書に定める受託者から提出を受けるべき次の書類について、提出を受けていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	昇降機保守点検業務委託（平成 24・25 年度）
書 類	<ul style="list-style-type: none">・業務計画書，作業計画書及び緊急対応連絡表・業務責任者を選任したことを通知する書類・法定資格者を選任したことを通知する書類・業務担当者を選任したことを通知する書類

16 県立忠海高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 竹原市忠海床浦四丁目4番1号
- ・教職員数 (平成25年5月1日現在)
 - 本務者数 20人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240
生徒数 (人)		80	77	69	226
充足率 (%)		100.0	96.3	86.3	94.2
退学者 (人)		0 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	59人 (75.7%)			
	専修・各種	16人 (20.5%)			
	就 職	3人 (3.8%)			
	その他	0人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成25年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成24年度(平成25年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、学校の「毒物劇物危害防止規定」では管理簿及び点検表を作成し、定期的に確認することになっている。当校では、塩酸や水酸化ナトリウム等の劇物を管理しているにもかかわらず、管理簿及び点検表が作成されておらず、定期的な確認も行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知) 2 毒物劇物危害防止規定について(昭和50年11月6日薬安第80号薬監第134号厚生省薬務局安全課長・監視指導課長通知)
-----	---

【意見】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物については、これまで、監査の指摘等により適正な管理を呼びかけ、教育委員会において、昨年度は、すべての県立高等学校に対し「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」の通知を出すなど再三注意喚起がなされてきたにもかかわらず、上記指摘のとおり管理簿すら作成されていなかったことは誠に遺憾である。

学校長は、毒物及び劇物の管理についての重要性を再認識するとともに、管理体制を再確認し、法律等に基づく厳格な管理を徹底していただきたい。

(3) 付記

動物標本、古書等の有効活用について

学校の自然史博物室には、トキをはじめ様々な動物標本が保管され、また同室に隣接する教育資料室にも地域の歴史を刻む貴重な古書等が所蔵されている。

これらの標本や古書は一度失われると再生が困難なものであり、本庁や関係機関と連携の上、保存・活用が図られるよう検討を行っていただきたい。

17 県立御調高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市御調町神 204-2
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 27 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10 人

・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240
生徒数 (人)		54	54	46	154
充足率 (%)		67.5	67.5	57.5	64.2
退学者 (人)		6 (1)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	26 人 (52.0%)			
	専修・各種	18 人 (36.0%)			
	就 職	5 人 (10.0%)			
	その他	1 人 (2.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

ア 管理簿に記載された在庫量と、実際の在庫量が一致していないものがあつた。

根拠	毒物及び劇物の保管管理について (昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知)
----	---

イ 管理簿と在庫量の整合について、定期的に確認し、総括責任者に報告するべきところ、実施されていなかった。

根拠	毒物劇物危害防止規定 (平成 18 年 8 月 1 日制定御調高等学校)
----	--------------------------------------

18 県立油木高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 神石郡神石高原町油木乙 1965
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 全日制 本務者数 27 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 17 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制							
		普通科				産業ビジネス科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		23	22	33	78	29	22	30	81
充足率 (%)		57.5	55.0	82.5	65.0	72.5	55.0	75.0	67.5
退学者 (人)		0				3 (1)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	25 人 (65.8%)				10 人 (32.3%)			
	専修・各種	10 人 (26.3%)				11 人 (35.4%)			
	就 職	2 人 (5.3%)				10 人 (32.3%)			
	その他	1 人 (2.6%)				0 人 (0.0%)			

課 程		全日制			
		合 計			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240
生徒数 (人)		52	44	63	159
充足率 (%)		65.0	55.0	78.8	66.3
退学者 (人)		3 (1)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	35 人 (50.7%)			
	専修・各種	21 人 (30.4%)			
	就 職	12 人 (17.4%)			
	その他	1 人 (1.5%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、契約書に、図面、仕様書等の設計図書が添付されていなかった。このため、設計図書に基づく工程表等の提出を受けておらず、また、工事目的物の完成検査後、引渡書の提出も受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

工事名	平井農場法面改修工事（平成 24 年度） 平井農場法面整備工事（平成 24 年度）
-----	--

イ 行政財産の使用許可について

行政財産の使用許可を行っていた次の物件について、使用許可期間の満了後も設置されているにもかかわらず、更新申請の提出を受けておらず、使用許可の更新の手続きが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用許可物件	使用許可期間
路側式道路標識	平成 15 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
カーブミラー	平成 15 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
消防貯水池	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日

ウ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

(ア) 毒物又は劇物の保管場所には、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については「毒物」の文字を、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。また、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤地をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、保管場所及び保管容器にこれらの表示のないものがあつた。

根拠	毒物及び劇物取締法第 12 条第 1 項、第 3 項
----	----------------------------

(イ) 劇毒物の種類等に応じて在庫量や使用量の把握を行うこととされているが、管理簿に使用量の記載がされていないものがあつた。

根拠	「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号厚生省薬務局長通知）
----	---

【意見】

使用見込みのない毒物及び劇物の処分について

教育課程の変更に伴い、使用されなくなった毒物及び劇物が長期間保管されていた。今後、使用する見込みのない毒物及び劇物については、適切に処分する必要がある。

19 県立瀬戸田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市瀬戸田町名荷 1110-2
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 16 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		36	25	21	82
充足率 (%)		90.0	62.5	52.5	68.3
生徒数のうち留年者		1			1
退学者 (人)		2			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	5 人 (17.9%)			
	専修・各種	10 人 (35.7%)			
	就 職	10 人 (35.7%)			
	その他	3 人 (10.7%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 県立熊野高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡熊野町川角五丁目9番1号
- ・教職員数（平成25年5月1日現在）
 - 本務者数 47人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13人
- ・生徒の状況

課 程	全日制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	200	240	240	680
生徒数 (人)	194	209	190	593
充足率 (%)	97.0	87.1	79.2	87.2
退学者 (人)	10 (3)			
休学者 (人)	13			
進 学 就 職	大学・短大	75人 (43.8%)		
	専修・各種	40人 (23.4%)		
	就 職	54人 (31.6%)		
	その他	2人 (1.2%)		

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成25年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成24年度（平成25年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 県立庄原実業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市西本町一丁目 24 番 34 号
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 56 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
		生物生産学科				食品工学科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		40	40	37	117	39	38	36	113
充足率 (%)		100.0	100.0	92.5	97.5	97.5	95.0	90.0	94.2
退学者 (人)		2 (1)				2 (1)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	8 人 (22.2%)				8 人 (21.6%)			
	専修・各種	19 人 (52.8%)				17 人 (45.9%)			
	就 職	9 人 (25.0%)				12 人 (32.4%)			
	その他	0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			

課 程		全 日 制							
		環境工学科				生活科学科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		38	24	39	102	34	26	37	97
充足率 (%)		95.0	60.0	97.5	85.0	87.1	65.0	92.5	80.8
退学者 (人)		6 (1)				4 (1)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	13 人 (40.6%)				10 人 (30.3%)			
	専修・各種	9 人 (28.1%)				15 人 (45.5%)			
	就 職	10 人 (31.3%)				8 人 (24.2%)			
	その他	0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			

課 程		全日制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員	(人)	160	160	160	480
生徒数	(人)	151	128	149	429
充足率	(%)	94.4	80.0	93.1	89.4
退学者	(人)	14 (4)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	39人 (28.3%)			
	専修・各種	60人 (43.5%)			
	就 職	39人 (28.3%)			
	その他	0人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成25年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成24年度（平成25年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受物品の管理について

借受物品の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

内 容	根 拠
複写機3台について、備品出納簿に記録していなかった。	物品管理規則第41条
複写機2台、自動体外式除細動器（AED）及び情報教育用コンピュータシステム一式について、借受期間が満了し返還しているにもかかわらず、備品出納簿から削除していなかった。	

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約書に添付すべき仕様書が添付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立庄原実業高等学校一般廃棄物収集運搬処理業務(平成24・25年度) 広島県立庄原実業高等学校消防用設備等保守点検業務（平成24・25年度）
根 拠	「委託・役務業務の標準的な契約書等について」(平成23年1月25日付け 会計管理部会計総務課長通知) 4運用(3)

ウ 毒物・劇物の管理について

毒物及び劇物を管理する専用保管庫に、壁面等へ固定するなどの地震等の災害時に対応するための転倒防止措置が講じられていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物取締法第11条第2項
-----	------------------

22 県立因島高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市因島重井町 5574 番地
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

全日制	本務者数	36 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数	10 人	
定時制	本務者数	11 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数	4 人	
- ・生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	総合学科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	120	120	120	360	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	113	93	118	324	14	15	15	2	46
充足率 (%)	94.2	77.5	98.3	90.0	35.0	37.5	37.5	5.0	28.8
退学者 (人)	0 (0)				7 (1)				
休学者 (人)	1				1				
進 学 就 職	大学・短大	30 人 (86.7%)			0 人 (12.5%)				
	専修・各種	48 人 (13.3%)			3 人 (33.3%)				
	就 職	13 人 (12.5%)			3 人 (33.3%)				
	その他	5 人 (5.2%)			3 人 (33.3%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。その額は減少しているものの、徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分)		参考 前回監査時	
	[平成 25 年 6 月現在]		[平成 20 年 5 月]	
高等学校使用料 (全日制授業料)	2 人	187,000 円	3 人	214,400 円
高等学校使用料 (定時制授業料)	1 人	7,440 円	0 人	0 円

イ 毒物及び劇物の管理について

劇物については、その容器及び被包に「医薬用外」の文字を表示するとともに、白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないにもかかわらず、保管容器にこれらの表示のないものや、汚損により表示が読み取れないものがあつた。適正な管理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物取締法第 12 条第 1 項及び第 22 条第 5 項 毒物及び劇物取締法施行規則第 18 条の 2
-----	---

23 県立芦品まなび学園高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市新市町大字戸手 1330
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 39 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 21 人
- ・生徒の状況

課 程		定時制				
		普通科				
学科・学年等		1	2	3	4	計
総定員 (人)		120	120	120	120	480
生徒数 (人)		88	80	80	34	282
充足率 (%)		73.3	66.7	66.7	28.3	58.8
退学者 (人)		24 (0)				
休学者 (人)		0				
進 学 就 職	大学・短大	7 人 (12.3%)				
	専修・各種	16 人 (28.0%)				
	就 職	25 人 (43.9%)				
	その他	9 人 (15.8%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に実施するなど徴収の促進に努めるとともに、発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成 25 年 6 月現在]	参考 前回監査時 [平成 19 年 9 月]
定時制修学奨励金	1 人 140,000 円	0 人 0 円

24 県立福山特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 肢体不自由のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 福山市津之郷町津之郷 280 番 3 号
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 81 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6 人
- ・児童・生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子(人)	3		5	8		5	21	2	5	3	10	6	2	3	11	
女子(人)	2	1	1	2	5	1	12	3	1	3	7	4	3	2	9	
合計(人)	5	1	6	10	5	6	33	5	6	6	17	10	5	5	20	
卒業者 (人)	—							10 人				10 人				
進学就職	進学	—							10 人 (100.0%)				1 人 (10.0%)			
	就職	—							0 人 (0.0%)				9 人 (90.0%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 県立西条特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 肢体不自由のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 本 校：東広島市西条町田口 314
八本松分級：東広島市八本松町米満 198-1
- ・教職員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）
本務者数 81 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5 人
- ・生徒の状況

部・学年等		小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
本 校	男子(人)	1	2	1	4	2	3	13	3	2	2	7	6	2	2	10
	女子(人)	0	1	3	1	1	2	8	2	2	3	7	3	1	3	7
	合計(人)	1	3	4	5	3	5	21	5	4	5	14	9	3	5	17
八 本 松 分 級	男子(人)	0	1	0	0	0	0	1	2	1	1	4	2	0	1	3
	女子(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
	合計(人)	0	1	0	0	0	0	1	2	1	1	4	3	0	2	5
合 計	男子(人)	1	3	1	4	2	3	14	5	3	3	11	8	2	3	13
	女子(人)	0	1	3	1	1	2	8	2	2	3	7	4	1	4	9
	合計(人)	1	4	4	5	3	5	22	7	5	6	18	12	3	7	22
卒業者(人)		—							9				12			
進 学 就 職	進 学	—							9人(100.0%)				0人(0.0%)			
	就 職	—							0人(0.0%)				1人(8.3%)			
	その他	—							0人(0.0%)				11人(91.7%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度（平成 25 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

26 県立廿日市特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 廿日市市宮内 877 番 2 号
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 106 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人
- ・生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子 (人)	6	5	7	4	4	4	30	8	12	4	24	20	17	17	54	
女子 (人)	3	7	3	4	5	3	25	6	6	6	18	5	6	18	29	
合計 (人)	9	12	10	8	9	7	55	14	18	10	42	25	23	35	83	
卒業者 (人)	—							13				32				
進学就職	進学	—							13 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)			
	就職	—							0 人 (0.0%)				7 人 (21.9%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				25 人 (78.1%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受物品の管理について

教室の確保のため、平成 23 年 9 月から仮設校舎を借り受けているが、借り受けた物品について備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	物品管理規則第 41 条
----	--------------

イ 委託契約の事務処理について

次の委託契約において、事務処理を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 契約書に定める受託者から提出を受けるべき次の書類について、提出を受けていないものがあつた。

契約名	昇降機 (エレベータ) 保守点検業務 (2 号機) (平成 24・25 年度)
書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務計画書, 作業計画書及び緊急対応連絡表 ・ 業務責任者を選任したことを通知する書類 ・ 法定資格者を選任したことを通知する書類 ・ 業務担当者を選任したことを通知する書類

(イ) 検査職員が指定されていなかった。

契約名	昇降機（エレベーター）保守点検業務（1号機）（平成24・25年度）
	昇降機（エレベーター）保守点検業務（2号機）（平成24・25年度）
根拠	支出マニュアル（平成25年4月会計管理部審査指導課）Ⅱ 第3の14

27 広島南警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目1番34号
- ・所管区域 広島市南区(一部除く)
- ・管内面積 23.14 km²
- ・管内人口 123,391人(平成25年3月31日現在)
- ・組織体制 7課(警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課)
- ・職員数(平成25年4月1日現在)
 - 常勤職員数 175人
 - 非常勤職員数 20人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において，長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの，引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [平成25年4月現在]		参考 前回監査時 [平成19年9月]	
	違法駐車車両移動措置負担金	1人	12,000円	3人

28 海田警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 安芸郡海田町つくも町1番45号
- ・所管区域 広島市安芸区，安芸郡（府中町を除く。）
- ・管内面積 157.11 km²
- ・管内人口 148,074人（平成24年12月31日現在）
- ・組織体制 7課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数（平成25年4月1日現在）

常勤職員数	160人
非常勤職員数	19人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

海田市駅前交番の女性安全ステーションとしての役割について

DVやストーカーなど女性からの犯罪被害相談窓口として，県内12署の23交番に「女性安全ステーション」が設置され，取扱件数は年々増加している。

海田警察署管内では海田市駅前交番に設置されているが，平成24年の取扱件数は8件と，県内の「女性安全ステーション」の平均取扱件数17.9件より少ない状況となっている。

今後，海田署管内における唯一の「女性安全ステーション」としてその機能をより発揮していくため，本部とも協議して，駐車場や外来者用トイレ，プライバシーに配慮したスペースの確保など，来訪者がより相談しやすくなるよう，必要な施設整備に努められたい。

29 世羅警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防, 鎮圧及び捜査, 被疑者の逮捕, 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 世羅郡世羅町大字西上原 427 番地 1
- ・ 所管区域 世羅郡世羅町
- ・ 管内面積 278.3 km²
- ・ 管内人口 17,732 人 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
- ・ 組織体制 5 課 (警務課, 会計課, 生活安全刑事課, 地域交通課, 警備課)
- ・ 職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
 - 常勤職員数 36 人
 - 非常勤職員数 6 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。